敷地1丁目町内会役員輪番制(平成22年~38年まで) 案

(平成30年度版)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
町内会長	小泉	小泉	岩崎	岩崎	岩崎	岩崎	岩崎	塩澤	木下	木下							
副会長	8	9	1	2	3	4	6	6	9	9	Α	Α	В	В	С	С	Α
副会長	9	1	2	須永	須永	須永	須永	8	11	11	Α	Α	В	В	С	С	Α
会計	戸塚	戸塚	日吉	日吉	塩澤	塩澤	塩澤	塩澤	澤入	澤入	Α	Α	В	В	С	С	Α
※ 25年月	※ 25年度~28年度までの副会長1名は町内会長指名とする。																
※ 22年度~28年度までの会計は町内会長指名とする 29年度は会長兼務とする																	
体育会長	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2
副会長	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3
副会長	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4
会計	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5
交通会長	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7
副会長	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8
会計	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9
婦人会長	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5
副会長					5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6
副会長					6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7
会計					7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8

- ※ 町内会副会長1名と会計については、会長が指名することもできるとする(会則20条の④より)
- ※ 基本、子ども会会長・副会長・会計は子ども会にて決定する
- ※ その他役員については町内会三役、顧問等で人選する。 その他役員とは
 - ① 地域安全推進委員・・・男女1づつ選出
 - ② 廃棄物減量推進委員・・・男女問わず1名選出
 - ③ 防災連絡員・・・男女問わず1名選出
 - ④ 民生委員・・・男女問わず1名選出
- ※ Aグループは1組、3組、6組、7組
- ※ Bグループは、2組、4組、5組
- ※ Cグループは、8組、9組、10組、11組